国四整訓第5号

重信川流域学識者会議運営規約を次のように定める。 平成19年10月31日

四国地方整備局長

重信川流域学識者会議運営規約

(趣旨)

第1条 重信川水系河川整備計画を策定するにあたり「重信川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、河川法第16条の2第3項の規定に基づきそれぞれの立場から四国地方整備局長(以下「局長」という。)に対して必要な意見を述べるため、四国地方整備局に重信川流域学識者会議(以下「学識者会議」という。)を置く。

(構成)

- 第2条 委員は、重信川流域に関して学識経験を有する者のうちから局 長が委嘱する。
- 2 学識者会議は、委員11名で構成する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠け た場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

- 第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。 2 議長は、学識者会議の議事を進行する。
- 3 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名する委員がその職務を 代理する。

(事務局)

- 第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。
- 2 事務局員は、四国地方整備局河川部、松山河川国道事務所及び四国 山地砂防事務所に属する職員をもって充てるものとする。
- 3 事務局は、学識者会議の運営にあたる。
- 4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。
 - ー 学識者会議の秩序を乱した者
 - 二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長が開催する。

(情報公開)

第6条 学識者会議は公開するとともに議事録については公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項について、局長が委員の意見を聴き定める。

(附則)

この規約は、平成19年10月31日から施行する。